

かたくい通信

福井から原発を止める
裁判の会 会報

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■原告団事務局連絡先：松田 (090-2037-9322) ♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

■弁護団事務局連絡先：笠原一浩弁護士 口座名：福井原発差止訴訟を支える会

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18 記号：00760-6 番号：108539

みどり法律事務所 (0770-21-0252) ♥ご支援をよろしくお願いします！

◆ホームページ：http://adieunpp.com (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)



◆ 控訴審始まる ◆◆◆

当日、北陸地方は朝から快晴。福井から金沢に向かう車中から、私たちを鼓舞するかのよう、新雪をまとった白山(2702m)が美しくも厳しい初冬の姿をみせていた。金沢に到着するとお昼過ぎ頃から、名古屋高裁金沢支部の周辺に報道陣も含めて全国から多くの支援者が集まり始めた(報道陣も含めておそらく 150 人以上！)。いよいよ関西電力大飯原発の運転差し止めを求める訴訟の第 2 ラウンドである控訴審が開始される。



1 時半から傍聴抽選整理券の配布開始。2 時 10 分から抽選。その間に右上写真の入廷前のパレード。2 時半より開廷。抽選にもれた方々は近くの「北陸会館」で、玄海原発訴訟の弁護団の方々による模擬法廷。その後、上の写真のように報告会が行われた。



金沢で 3 度目の勝訴を！

控訴審 (第 201 法廷)

第1回口頭弁論の概要

〈以下、本訴訟の弁護士事務局長である笠原弁護士、原告団事務局南さん及び編集子のメモ等による〉

2時26分、書記官が裁判官に入廷をお願いする内線電話を入れる。裁判官3名が入廷。書記官が起立及び礼を促す。さらに報道関係者による法廷内の写真撮影後に書記官が平成26年（ネ）第126号と訴訟番号を読み上げ、口頭弁論が始まった。

冒頭、裁判長（内藤正之裁判長）より傍聴の人数制限（部屋の都合による）への協力に関して謝意が述べる。

原告側からは、5月30日付棄却原告の控訴状（4頁）、7月25日付同控訴理由書（30頁）、及び関電控訴理由書への答弁書（107頁）の陳述。被告（関電）側からは、5月22日付控訴状、7月11日付控訴理由書（80頁）、10月24日付一審控訴理由書への答弁書（11頁）、及び第17準備書面（66頁）の陳述。

書証については、原告より甲 95～甲 114 提出、被告より乙 43～48 提出。

以上について裁判長が確認を行う。

▼参考▲被告（関西電力）主張書面の一部抜粋

●控訴理由書：「原判決の上記判示は、人格権を根拠として、「具体的危険性が万が一でもあるのか」を、原子炉等規正法をはじめとする行政法規の在り方や内容にかかわらず、かつ、高度の科学的、専門技術的知見を踏まえずに、裁判所が独自に判断できるとしたものであり、その規範定立・法解釈の考え方において、司法の客観性を逸脱するものと言わざるを得ない」

●控訴答弁書（250km 圏外に居住する原告の控訴に対する答弁書）：「本件発電所の安全性は確保されており、そもそも控訴人らがその主張の前提とするような大きな事故が起こるとは考えられないのであって、控訴人らの居住地が本件発電所からどの程度の距離であるかにかかわらず、本件発電所において抗訴人らの人格権等が侵害される具体的危険性はない。」

●準備書面17：「原判決は、「原子力発電所技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになった」（40頁）とし、具体的な個々の事実認定においても、客観的な科学的、専門技術的知見を踏まえることなく、独自の推論の下に、危険であるとの結論を導き出している。」



続いて原告 1 名（中畠哲演さん）、原告代理人 4 名（河合、板井、海渡、島田弁護士）より意見陳述が行われた。

意見陳述

未来世代に遺し得る判決を

原告 中寫哲演さん

立地住民である小浜市民らの不安の声

私が住職をしております明通寺は大飯原発から16キロメートル、全市民が居住する小浜全市域は20キロメートル圏内にすっぽり入ります。私たち小浜市民は40余年にわたり、有権者過半数の署名運動などによって小浜原発等を拒否し続けてきました。

しかし、大飯原発から 10 キロメートル以内の住民分布中約 7 割を占めながら、実質上の地元住民としてその建設・増設には関与できませんでした。かれこれ 30 年前の、大飯原発 3・4 号機増設に強

く反対していた小浜市民の切実な声の一部をお伝えします。●子ども、孫の代まで一生死刑宣告を受けたのと同じである。とにかく止めることをおねがいいたします。●これ以上の増設は絶対反対、家の二階からよく見えて事故なきを毎日祈り居る状態です。●二児の母として断固反対します。●さげばたいほど反対です。これ以上デンキをおこさないでも昔の様にはたらくとよろしい（七十八歳の老婆）。●原発を持たぬ都会でのムダ使いを何とかならぬものか！●何年か先、いろんな困ったことが出てきて、その時になって子や孫からこれを許した我々が、どれだけ恨まれることか、謝つてすむような単純なものではないと思う。

また、「大飯原発の不増設を願う若狭の仏教者有志」が、当時の大飯町内に新聞折り込みしたチラシの中で次のように訴えました。「…＜黄金の光＞は、私たち人間の弱い心を引きつけてやみません。／巨大な危険性とひきかえの、大飯原発 3・4 号機増設に伴う交付金や協力金も、その例外ではないようです。／しかし、その光の及ぶ範囲は狭く、時は短いのではないのでしょうか。その光の届かぬ先は、深い闇が私たちをのみ込もうとしているかもしれないのです。／一方、私たちの人間としての＜良心の光＞は、透明で、まことに無力に見えます。が、その光の及ぶところは広く、長いのであります。／先祖代々守り続けてきた、美しい若狭の海は、私たち地元住民だけではなく、広く関西や中京方面の都市住民にも、大きな恵みを与えています。その＜真実、自他共に生かされ、生きる道＞を、最愛の子どもたちや孫たちに伝えて行こうではありませんか。」と。

不安を現実化した福島原発事故、そして事故を踏まえた歴史的ー審判決

私たち小浜市民の予感、30 年後に過酷な「福島原発震災」として現実化してしまいました。福井地裁判決は、「250 キロメートル圏内に居住する住民」の大きな不安と請求に応じて、「大飯原発 3・

4 号機の原子炉を運転してはならない」と言い渡したのです。

「250 キロメートル圏内」の根拠を、樋口裁判長は必ずしも反対派の科学者や住民の主張でなく、チェルノブイリと「フクシマ」の現実や、「国策民営」の原発推進を補佐してきた専門分野のトップの証言に求めていることを銘記するべきでしょう。原子力委員会の近藤駿介委員長は、2011 年 3 月の事故時に、最悪のシナリオとして「避難区域が 250 キロメートルに及ぶ」ことを想定していたことが開示されたのは、なんと翌年 2012 年 1 月のことでした。さらに、判決後には東京電力の吉田昌郎福島原発所長の証言「われわれのイメージは東日本壊滅」が公表されたことにも留意しなければなりません。

例えば、大飯原発 3・4 号機がもし再稼働すれば、1 年間でその原子炉内（使用済み核燃料中）に広島型原発 2000 発分の「死の灰」を新たに生成、蓄積することになるという科学的な事実。それ故にこそ「五重の壁」も必要なのだという工学的な事実。さらに、火力発電所のように大電力消費圏にでなく、過疎地域に原発は立地・集中されてきたという歴史的・社会的な事実。麻薬的な巨額の交付金等が地元へ供与されてきたという経済的な事実。そして、先に述べたような地元住民のはかりしれない不安や危惧という精神的な事実。これらの基本的な事実を、「フクシマの過酷な現実」とともに、貴裁判所にまずは認定していただくことを願うものです。また、「控訴理由書」で、相変わらず安全神話を前提とした、事業者や行政の旧態依然とした「科学的、専門技術的知見」に偏した事実認定を求めている被告には、これらの事実に対する深い反省を願わずにはいられません。

貴裁判所に求めること

この半世紀間に、若狭湾沿岸は 15 基もの世界一の原発密集地帯になりました。が、その全ての原発に対して、若狭の住民・福井県民は抵抗し、反

対運動を展開してきました。14・15 基目の大飯原発 3・4 号機の増設時には、県内外から集まった 2,600 人の集会・デモを、40 数台の機動車、1,900 人もの機動隊員と警官隊が制圧、4 人の公務員を不当逮捕しました。同日開かれた名ばかりの「公開ヒアリング」会場では、増設と引き換えの 99 億円の交付金や町内全家庭の電気料金割引等の問答が交わされていたのです。経済成長・繁栄を支えた原発の「必要神話」と、科学技術上のお墨付き信仰の「安全神話」は、立法・行政・司法の三権をはじめ、大多数の国民にも幻想を与えてきたのではないのでしょうか。

「フクシマ」を受けて 250 キロメートル圏内の住民の「人格権」を何よりも優先すべきという原判決に感謝していますが、いま一步踏み込んで、「原発マネー・ファシズム」によって「国内植民地化」された立地・周辺住民の「人格権」、特にそれに包含される「自由」（言論、集会、署名等の）が、遠隔の電力消費圏の住民のそれと同じように「平等」に担保されてきたのか、私は疑念を禁じ得ません。その「自由」の抑圧と束縛こそ、人格権の根幹部分である「生命と生活」を脅かし、奪いつくした「フクシマの現実」に帰結しているように思えるのです。

すでに累計 54 万人を超えた被爆労働者、放射能災害弱者の子どもたち、「死の灰」の巨大なツケを回される未来世代、海外輸出などへの倫理的責任も、貴裁判所は厳しく問い直していただきたいと思います。

傾聴すべき碩学の警告

「福島原発震災」の引き金となったのは、1,000 年に一度（平安時代の貞観地震）の大地震・津波だったと言われています。

地元若狭においては、多くの歴史地震が記録され、伝承されています。

「…その土地全体が人々の大きな恐怖と恐懼のうちに数日間振動したのち、海が荒れて、遠くか

ら甚だ高い山とも思われるほどの大波が怒り狂って襲来し、恐ろしい轟音を立てて町に襲いかかった。そして、殆んどすべてを破壊して荒廃させてしまった。」（「イエズス会日本書簡集」より）この 1586 年の天正大地震・津波にかかわる記録に登場する「若狭の町」が、高浜原発が立地するそれであるか否かは、文科省が今春行った津波痕跡調査の結果公表を待たなければなりません。島ごと海没し、40m の津波が襲ったと伝承される大宝（701）年間の大地震、三方湖畔の隆起・陥没で 11 集落が水没した寛文（1662）年間の大地震など、若狭湾沿岸の原発群と決して無縁ではないでしょう。

世界有数の地震列島が地震の静穏期から動乱期に突入していると、地震学者の石橋克彦氏は警告しています。「基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは根拠のない楽観的な見通しにしかすぎない」という原判決が真摯に検討され、深められることを願わざるを得ません。

国富の喪失を防ぐには、原発停止こそ最善であること

被告の関西電力は、再稼働を急ぐ理由として、電力不足から「国富」の流出・喪失（火力発電所の燃料費等）へと軸足を移しています。しかし、「国富の流出・喪失」の最たるものは、福島原発震災がもたらしている広汎な対策費ではありませんか。東京電力は国費の支援なくして経営破綻をまねがれません。被告が同じ轍を踏むことは断じて許されません。

再稼働のための膨大な対策費、稼働後に「第二のフクシマ」が連発した場合の巨大なリスク・コストを考慮するならば、関西電力の健全経営そのもののためにも、速やかな廃炉決断と善後策にとりかかる方がはるかに賢明ではないのでしょうか。しかも、世論調査ごとに再稼働に反対している 6－7 割の一般消費者・国民が、必ずや共感し、支持することでしょう。

一方、原発立地・隣接自治体（住民）の原発依

存経済からの転換・脱却についても、私たち小浜市民有志は次のような提言も行ってきました。—
●過酷な被災の後だったとはいえ、福島県は「原子力に依存しない、安全・安心で持続的な発展可能な社会づくり」を決断し、国も法的・財政的な支援をすでに始めています。●福井県も自ら原発震災を被る前に、福島県をモデルにするべきでしょう。再稼働・延命存続のための巨額の予算と、脱原発に資する諸事業への少額の予算の配分を逆転させましょう。●かつて国の基幹エネルギーとして石炭から石油へ転換した際に、「産炭地域振興臨時措置法」（1961—2001 年）を制定・施行したことも再検討しましょう。●原発の後始末や原発に依存しない地域づくりを試みている海外の先行事例も参照してみましょう。●地元の草の根から原発にたよらない方途を模索している若い世代を支援しましょう。●原発電力の「消費地元」たる関西大都市圏なども、原発の永久停止を条件に、合理的な電気料金値上げも含めて、脱原発への具体的で速やかな方策にとりかかりましょう。（2012 年 12 月「若狭の原発を考える—はとぼっぼ通信」第 190 号より）その後 2013 年 10 月に、福井県は国内の原発立地県に先駆けて「廃炉・新電源対策室」を県庁内に立ち上げ、海外の先行例を視察し、「安全協定」の廃炉版の具体化に着手しようとしています。その初歩的な方針の中に、「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富」という原判決の魂を、私たち県民も吹き込んでいく必要があります。

現在、再稼働を認めないような福井県知事に求める県民署名運動が県下の全 17 市町でとりくまれています。住民自治・地方自治の本領を私たちは取り戻さなければなりません。

おわりに - 金沢司法の輝かしい伝統を

かつて国策としての戦争を推進した軍国主義政権は、「ヒロシマ」の惨禍をあびても敗戦を認めようとせず、「ナガサキ」後に降服せざるを得ません

でした。その戦争にも長い加害の前史があったように、「フクシマ」も決して一朝一夕に引き起こされたものではありません。「原子力ムラ」の根本的な責任は厳しく問わなければなりません。関東首都圏や関西圏の大電力消費のために遠隔の過疎地の福島や若狭に超危険な原発群を押し付けてきた、その差別的な構造そのものを温存したまま、再稼働や延命存続をはかることはもはや許されないのではないのでしょうか。平常時の 1 万倍もの放射線被爆を地元・周辺住民に余儀なくさせるまで避難させない防災計画を前提に、再稼働への動きが加速しています。「第二のフクシマ」を持たなければ、被告をはじめ、立法府も行政府も、廃炉—脱原発を決断できないのでしょうか。国民もまた、かつてのように総懺悔を繰り返す日まで、「第二のフクシマ」の到来を待つのでしょうか。

裁判長、福井地裁の原判決がかかげた司法の良心を引継ぎ、さらに前進させ、深めて、どうか事業者や原子力行政、多数派がおぐる立法府の暴走に歯止めをかけてください。

この金沢は、フクシマ以前の一連の原発訴訟において、住民・国民側の勝訴判決（志賀原発差し止め訴訟ともんじゅ無効確認訴訟）を二度とももたらした唯一の地であります。フクシマ後において、金沢地裁と名古屋高裁金沢支部の両判決の意義はより一層光を放っています。

世界一の原発密集地帯の深まる闇の中で、福井地方裁判所は、国民的な共感と勇気を与える大光明を点じました。この北陸のゆかしい古都・金沢で、三度（みたび）、真に未来世代へ遺し得る貴裁判所の審理と判決を迎えられるよう切望しまして、私の意見陳述を終わります。



原審判決の影響と控訴審に望むこと

弁護団 河合弘之弁護士

パワーポイントを用いて以下の内容で意見陳述。

- 第 1 原判決の、我が国の司法史における歴史的意義
- 第 2 原判決に対する全国の市民の反応
- 第 3 原判決に対する海外の市民の反応
- 第 4 原判決の、我が国の民主主義における歴史的意義
- 第 5 控訴審に望むこと

●第 1：福井地裁の原判決は、福島第一原発事故の原因と被害を直視したものであり、福島原発事故のような事故を起こさないようにすればどうすればよいかの観点から導き出された結論である。仮に原判決を否定したとすれば、福島原発事故のような重大事故がもう一度起きても仕方ないとするのと同様であり、大飯原発稼働により、重大事故が起きれば、関西・近畿もしくは国全体に大きな被害が及び、福島原発事故後になお原発の稼働を認めて事故を引き起こした裁判所と歴史的評価をうけることになる。

●第 2：朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、東京新聞の記事を紹介。

●第 3：ドイツのシュピーゲル誌の記事を紹介。



●第 4：原判決は 3・11 以降初めての判決である。事故後、原発反対の世論は 8 割以上にもかかわらず国政では原発推進。民主主義が機能不全状態となった中で、司法が安全神話の呪縛から解放・最後の砦として機能した。

●第 5：原判決は科学的であるが科学論争の迷路に入り込まない優れた判決である。10 年間に 5 回も基準地震動超えがあったという事実及び現在でも基準地震動の策定方法が基本的には変わっていないという争いのない事実を重視し、予測に失敗した理由に関する学術上の見解の優劣には立ち入らなかった。

低線量被曝の健康への影響についての論争に立ち入らないが、しかし、原発事故の結果、広大な土地・故郷が失われることを重視している。

原審のような判断枠組みを取れば、学説の優劣に立ち入ることなく、適切な結論に到達することが可能である。

本控訴審においても、基本的にはこのような判断枠組みと審理方法を取って迅速に正しい判決を下されることを強く望む。

「フクシマ世代」である私たち一人 一人が負う歴史的な使命

弁護団 板井優弁護士

1 私は、本件訴訟の一審原告弁護団の一員となりましたが、「原発なくそう！九州玄海訴訟」弁護団の共同代表も務めています。本日は、九州での玄海原発差し止めの裁判を紹介しながら、本件訴訟の審理に参加したいと思っています。

2 わたし共は、2012 年 1 月 31 日に、九州の佐賀地方裁判所に対し、国と九州電力を被告にして、佐賀県玄海町にある一ないし四号機の玄海原発の操業中止を求めて裁判を提起しました。現在、原

告が 8516 人で、原告代理人弁護士が佐賀・長崎・福岡・大分・熊本で約 140 人です。

私ども九州の代理人弁護士には、2011 年 3 月 11 日の東京電力福島第一発電所の原発事故が起こる前には、原発の差し止めを求める裁判に関与した弁護士はいませんでした。

私たちが、九州での原発差し止めの裁判をしたのは、福島で起こった原発事故を二度と起こしてはならないと考えたからです。福島で起こった原発事故は、半永久的・壊滅的な被害を福島第 1 原発を中心とする住民に与え、現段階でも約 15 万人弱の方々が故郷に住めないという事態になっています。

こうした原発公害被害を、これまで私たちは経験しませんでした。しかし、政府の発表によっても、東日本の放射能汚染はセシウム 137 でみると、福島第 1 原発から出た放射能の約 15%にすぎず、約 85%は太平洋・北米などに飛散しています。しかし 15%だけであっても、当時の内閣府原子力委員会委員長は、2011 年 3 月の時点で原発から半径 170 キロメートルが汚染されるという最悪のシナリオを描いています。

事実原発から 50 キロ圏内にある飯館村は、偏西風とは逆に吹いた下側の風の影響で、昨年見た限りでもゴースト・タウン状態であります。

確かに、原発は東京・大阪・名古屋という大都会から離れた地域に造られましたが、現実起きた原発事故では、大都会も被害を被ることになります。まさに、原発被害は人を選ばないということです。

3 玄海の原告も中心とする住民たちは、年に 4 回風船を飛ばし、その広がりを確認しました。それによると、上空を吹く偏西風に乗った風船は遠くは 554 キロ離れた奈良県に落ちました。下を吹く風にのった風船は佐賀県はもちろん福岡県、大分県北部、さらに阿蘇などの熊本県にも落下しています。これは、玄海原発からでた放射能は西日本中に被害をまき散らすことになると思います。

この点は、大飯原発も同じで、わが国の大都会にもその被害を広げるものになると思います。

その意味で、原発事故の被害は、原発の立地する自治体だけでなくその周辺をとりまく幅広い被害自治体とそこに住む住民にも及ぶということになります。しかし、例えば、鹿児島県の薩摩川内市にある川内原発を再稼働しようとする九州電力は、立地自治体である薩摩川内市と鹿児島県だけの同意を得ようとしています。立地自治体の周辺にある被害自治体とそこに住む住民も被害を受けるのです。当然、それらの自治体や住民も被害を受ける可能性がある以上同意する権利があるはずです。しかし、原発の再稼働にあたっては、これらの被害自治体・住民の同意を無視して事態は進行しています。

4 九電などの電力会社は、新規制基準をクリアすれば、再稼働して良いと考えているようです。しかし、原子力規制委員会委員長自身が、新規制基準を満たしたから安全だとは言っていません。

私たちは、新規制基準はためにする基準に過ぎないと考えています。私は、端的に言って、新規制基準は操業のための基準でしかないと思っています。基準の問題と安全の問題は異なります。例えば、チッソは水銀に関する水道法の基準をクリアしていましたが、それでも水俣病は起こりました。

この点は、裁判所が憲法にいう基本的人権を守る立場から国民の安全の問題について判断すべきであります。

5 私は、ハンセン病国家賠償熊本地裁が確定してから、原告弁護団の一員として法務省で大臣官房長と話し合いを持ちました。その時、官房長は、「今回の小泉首相の控訴断念は明治以来の司法の快挙だ」と話しました。これを聞いて正直私はびっくりしました。弁護士だけでなく、裁判官、訟務検事を含む司法に携わる私たちの共通するものといえば、それは力ではなく理性であります。大臣官房長は、まさに司法すなわち理性の勝利であ

るといったかったのでしょうか。

わが国の司法は、例えば、四大公害裁判の判決がそうですが、不幸にして一旦起きてしまった深刻な公害被害を繰り返さないための理論を理性の力で生み出してきました。

今、アメリカでは、シェール・ガス革命という中で、発電コストの高い原発を廃炉にする方向が取られているといえます。わが国の電力会社や総合商社もこれに関与し、2017 年にはわが国に輸入する動きもあります。こうした中で、わが国にあっては小泉元首相や細川元首相などが原発を廃炉にする政治的な方向を模索する言動をしています。

ここには、原発による危険極まりない発電政策ではなく、国民により安全な発電政策を選択する道があります。

私は、この裁判所が、原発の危険性を見据え、原発の廃炉を求める歴史的な理性的判断をする方向で、本件訴訟の審理をしていただくことを強く期待しています。

原発から自由な社会を作ること、福島での原発事故を体験した「フクシマ世代」である私たち一人一人が負う歴史的な使命であることを申し添え、私の意見陳述を終わります。

国がだめなら司法が判断を！

弁護士 海渡雄一弁護士

「福島原発事故による被害を繰り返さないために」というテーマで、パワーポイントを用いて以下の内容で意見陳述。

福島原発事故の原因

●対策の不備

津波対策の不備については、検察審査会の起訴相当の議決を受け、東京地検が再捜査中である。国会事故調は、津波到達前に非常用ディーゼル発電機が停止した例などの具体的根拠を指摘し、津

波だけでなく、地震によって今回の事故が発生したと指摘している。

津波について

でも地震についても、原発事故の原因となることが多くの専門家によって指摘されていたが、東電も国もこれを無視した。この事故は国会事故調が指摘するように人災そのものである。



●検察審査会は東電会長・副社長を起訴相当と判断

2014 年 7 月 31 日、東京第五検察審査会は、昨年 9 月 9 日に東京地検が不起訴処分とした東電元幹部のうち、勝俣恒久元会長、武藤栄、武黒一郎の両元副社長について、福島原発事故を引き起こした津波は予見可能であり、対策をとることも可能であったとして、業務上過失致死傷罪で「起訴相当」とする議決書を公表した。

●津波到達前に停電

事故の進展を決定的に悪化させた非常用交流電源の喪失について、東京電力中間報告書、政府事故調の中間報告書、保安院の「技術的知見について」など全てが「津波による浸水が原因」とし、津波第 1 波は 15 時 27 分ごろ、第 2 波は 15 時 35 分ごろとしている。しかしこれらの時刻は、沖合 1.5km に設置された波高計の記録上の第 1 波、第 2 波の時刻であり、原子力発電所への到着時刻ではない。1 号機 A 系の非常用交流電源喪失は、津波によるものではない可能性がある」と指摘している。

●1 号機原子炉建屋 4 階での出水を目撃した作業員の証言

地震発生当時、1 号機原子炉建屋 4 階で作業していた東京電力の協力企業社員数人が、地震直後に

同階で起きた出水を目撃したと証言している。この 4 階は非常用復水器 IC の大型タンク 2 基が設置され、IC 配管等が取り回されている箇所である。国会事故調は、出水が 5 階の使用済み燃料貯蔵プールの地震時のスロッシングによる溢水でないことをほぼ断定しているが、現場調査ができないため、出水元は不明であるとしている。

● 1 号機逃し安全弁の操作音を聞いた者がいない

1 号機の逃がし安全弁（SR 弁）に関しては、2、3 号機には存在するのに、事故時、必要なときにそれが実際に作動したことを裏づける弁開閉記録が存在しない。さらに、2 号機の場合は、中央制御室や現場で SR 弁の作動音が頻繁に聞こえたが、1 号機の運転員の中に 1 号機の SR 弁の作動音を耳にした者は一人もいないことも分かったとしている。この点からも 1 号機では地震動による小規模の LOCA（冷却材喪失事故）が起きていた可能性があるとしている。

司法に責任はないのか

● 地震による複数同時故障を否定した浜岡原発静岡地裁判決

「耐震設計審査指針等の基準を満たしていれば安全上重要な設備が同時に複数故障することはおよそ考えられない」「原告らが主張するような複数の再循環配管破断の同時発生、停電時非常用ディーゼル発電機の 2 台同時起動失敗等の複数同時故障を想定する必要はない」「抽象的な可能性の域を出ない巨大地震を国の施策上むやみに考慮することは避けなければならない」

判決は「想定東海地震を超える地震動が発生するリスクは依然として存在する」として原告の主張立証が一応なされたことを認めつつ、「しかし、このような抽象的な可能性の域を出ない巨大地震を国の施策上むやみに考慮することは避けなければならない」とした。

このような司法による原発安全神話への追従が、福島原発事故の一因となっていることを、裁判に携わる者は真摯に反省しなければならない。

● 判決の誤りは自然が証明するだろう

2007 年 10 月 26 日浜岡原発訴訟判決の日、静岡地裁前で石橋克彦氏は「この判決が間違っていることは自然が証明するだろうが、そのとき私たちは大変な目に遭っている恐れが強い」と述べた。福島原発事故はこの予言の現実化であった。浜岡訴訟で勝利できていれば、全国的に原発の地震対策が強化され、今回の福島における悲劇を未然に防止できた可能性がある。司法はこの経験を深刻に反省しなければならない。

多くの命が喪われた

● 浪江町の請戸の浜に立つと今も助けを求める泣き声が聞こえる

翌朝の救助活動の準備のために浜を回った消防団員は、多くの被災者の助けを呼ぶ声を聞いていた。

スピーディの情報秘匿は津波被災者の早期搜索を不可能にした。浪江町請戸では甚大な津波被害を受け、沿岸部の生存者の搜索が 12 日早朝から予定されていた。ところが、全員避難命令によって搜索は中止された。

沿岸部は低線量で、町民が避難した津島地区は非常に高線量であった。深夜に浜を回った消防団員はうめき声や壊れた家の中から物を叩く音を聞いていた。スピーディの情報秘匿は助けられたかもしれない被災者の命を奪った可能性がある。

● 何人かの尊い命が救えた可能性があった

3 月 12 日午前 5 時 44 分、突如、原子力発電所から半径 10 km 圏内に避難指示が発令されたというニュースがテレビで流れる。この避難指示により、早朝から予定していた津波被害者の行方

不明者の捜索活動が中止となった。この時、捜索を実施していれば何人かの尊い命が救えた可能性があったと思われる。本格的に行方不明者の捜索を実施したのが、放射線量が低いことが確認され、福島県警及び消防署は4月14日から、自衛隊が5月3日と一カ月以上経過してからのことであった。



配達されなかった3月12日の朝刊

もっと大きな被害が起こりえた

●2011年3月25日に政府へ提出された近藤駿介最悪シナリオ

最悪の事態は4号炉の使用済み燃料プールの崩壊・・・なぜならプール床は傾いている、数千トンの燃料集合体が保管されている、燃料プールは上層階にあることなどから、大きな余震が来れば、燃料プールがひっくり返る・崩壊する可能性がある。東京の避難も必要となる可能性がある。

●2011年3月15日 日本は破滅の淵に瀕していた

15日早朝の時点でも、1Fには720名程度の作業員が残り、事故対策に当たっていた。緊急対策に必要な緊急対策本部の要員数は400人と定められていた。

15日の朝5時30分頃、菅総理が東電本店に来て東電の社員を前に、撤退しないでほしいと演説した。この演説の直後に1Fの4号機で爆発が生じ（東電と政府関係者は2号機が爆発したと考えた）、放射線量が1時間あたり10000マイクロシーベルトを超えて上がり、作業員650名の退避の作業が始まった。

この時点で退避した者にはグループマネージャーや運転員も含まれており、残された70名では、この日の午前11時すぎまで、原子炉の圧力や水位の計測すら不可能となっていた。文字どおり、事故原発は一時管理不可能な状態に陥ったのである。

その後、原発周辺の線量が下がりはじめ、少しずつ幹部職員や運転員を戻して、事故対応を続けることができたが、それは僥倖であったといわなければならない。

つねに福島悲劇に立ち返る

●山木屋事件 原発事故自死に損害賠償の判決

川俣町山木屋で養鶏業を営んでいた渡辺はまさんは、長引く避難生活の中で、2011年7月に一時帰宅した自宅近くで、焼身自殺した。福島地裁いわき支部は8月26日事故と自殺との因果関係を認め、4900万円の支払いを東電に命じた。東電は判決に控訴せず、渡辺さんに謝罪した。

●原発事故が奪った山木屋の自然と生活

渡辺さんは、農家の家に生まれ、生まれてからずっと山木屋で過ごした。自然にあふれ、春の新緑、秋の紅葉が美しく、初夏にはホタルが飛び交う里山であった。渡辺さんは、夫と3人の子に恵まれ、平成10年には孫にも恵まれた。PTAの役員をしたり、区長を務める夫を積極的に補佐したり、山木屋地区のママさんバレーに参加する等積極的に周囲に関わる性格であった。平成12年には、自宅も新築し、事故当時、渡辺さんは、夫

とともに近くの養鶏場で働き、夫と2人の子らで生活していた。

●原発事故がなかったら、渡辺さんが自死することにはなかった。

原発事故がなかったら、避難生活はなかった。
避難生活がなかったら、山木屋を失うことはなかった。

避難生活がなかったら、家族や近所の人はバラバラにならずにすんだ。

避難生活がなかったら、自宅のローンの心配をする必要はなかった。

避難生活がなかったら、仕事を失うこともなかった。

避難生活がなかったら、不自由なアパート暮らしをする必要もなかった。

原発事故がなかったら、渡辺さんが自死することにはなかった。

●酪農家、キャベツ農家の死

福島県相馬市の酪農家菅野重清さん(54)は、妻のバネッサさんと息子二人を残し、堆肥小屋の壁に「原発さえなければ」の遺書を残し自殺した。遺族は2013年5月東京電力を提訴した。

●飯舘村の悲劇

事故直後の14-16日には一時間あたり40マイクロシーベルト(年間に換算すると350ミリシーベルト)の測定結果が得られていた。正確な線量は市民には知らされなかった。早期の避難を求めた専門家もいた(京大の今中哲二氏ら)が、避難が遅れたために福島県内で最大の被曝となってしまった。

安全であると宣伝を続けた山下俊一氏、高村昇氏らには重大な責任がある。3000人を超える飯舘村民が11月に損害賠償の申立をする。

●3年半を超えた避難生活は被災者の苦悩を深めている(2014年3月20日浪江町事件ADR和解勧告案)

避難先での避難生活の継続を余儀なくされ、その期間は既に3年を迎えており、本来暫定的・一時的であるはずの避難生活が長期化している上、帰還の目途も全く立たない。申立人らは、今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難であり、自らの将来について不安を増幅させざるを得ない状態に置かれている。

進学・転学や就職・転職、結婚・出産、他地域への転居といった人生設計上の重要な選択においても、「今の(避難)生活がいつまで続くのか」「帰還は(いつ)できるのか」を予測し難い現状では、決断を下すことが困難であり、その結果として、将来に対する希望や生きがいを見出せなかったり、生活設計が立てられず、不安定な現状の継続を強いられたりして、不安感や焦燥感、無力感を募らせている。

福島原発事故の悲劇を繰り返さないことこそが司法の使命

●このような悲劇を二度と繰り返してはならない。

●事故の原因を徹底して明らかにし、事故を引き起こした組織と個人の法的な責任を明らかにしなければならない。

●線量データなど、重要な情報を市民に隠してはならない。

●事故を繰り返さぬため、国は脱原発を決断しなければならない。

●国が決断できないなら、司法こそ市民の付託を受けて危険な原発の稼働を停止させなければならない。



3.11 後にふさわしい判断枠組みを！

弁護士 島田広弁護士

「福島原発事故のあるべき判断枠組みを求めて」というテーマで、パワーポイントを用いて以下の内容で意見陳述。

司法は原発事故を防げた

もんじゅ訴訟名古屋高裁金沢支部判決（平成 15 年 1 月 27 日）では、床ライナー溶融塩型腐食、高温ラプチャなどの新たな知見の考慮が必要であり、シビアアクシデントの評価が誤りであると指摘。また、志賀原発 2 号機訴訟金沢地裁判決（平成 18 年 3 月 24 日）では、地震に関する旧指針と規準地震動の設定の誤りを指摘。

一方で危険性から目を背けた裁判所もあった。福島第 2 原発 1 号機訴訟福島地裁判決（昭和 59 年 7 月 23 日）では、全 ECCS（緊急炉心冷却装置）不動作を想定した事故解析も不可能ではないとしつつ、「そのような考え方を推し進めると、格納容器の破壊、爆発等を想定した事故解析にまで進まないとも限らず、そのような想定の下では事実上どのような原子炉の設置でも不可能に近い」とし、さらに「反対ばかりしていないで落ち着いて考える必要がある」として、「原発をやめるとしたら、代替発電は何にするのか」と問い、「結局のところ原発をやめるわけにはいかないであろうから、研究を重ねて安全性を高めて原発を推進するほかないであろう」と判示している。

そして福島第一原発事故。その後の 2013 年 3 月に出版された『原発と裁判官』（朝日新聞出版）には、これまで国策に沿った判決を書いてきた元裁判官たちの証言が掲載されている。

▲高浜原発訴訟：海保寛元裁判長

これまで想定しにくかったことまで考えざるを得ない。差止訴訟の要件も「具体的危険」という厳格なものではなく、もっと緩やかなものになっ

ていく。

▲福島第二原発 3 号機訴訟：鬼頭季郎元裁判長

「具体的かつ想定可能な範囲の危険」という緩やかな基準になることも考えられる。

▲元最高裁判事：藤田宇靖氏

裁判所も、私も含めた国民一般と同様、基本的には、いわゆる『原発安全神話』の中にいたのだと思います。原告はわずかな技術的な問題を針小棒大に騒ぎ立てているのではないか、と思った裁判官も少なくなかったのではないのでしょうか。だとすれば、裁判所は原発の安全性についての実態的判断をするのではなく、行政の判断手続きに問題があるかないかを審査すればいいのだ、という伊方最高裁判決の審査方式で足りると考えたとしても不思議はありません。

また、平成 24 年 1 月に開催された最高裁特別研究会では、原発訴訟について報告書を出した 7 人のうち 5 人が、これまでの訴訟の在り方について問題を提起したり、安全審査を進める具体的方法について意見を述べている。

裁判所が安全性の審査により踏み込む必要性については、ほかの参加者にも異論はなかったという（共同通信）。

従来の原発訴訟の判断枠組みの問題点

問題点としては、原告にとって 3 つのハードルがあったことが挙げられる。「高度な“具体的危険性”」、「立証責任」、そして「行政判断の尊重」である。そして最終的には、裁判において国の安全審査が手続き的に適正に行われていれば、それで良しとされてきた。

ところが、『国会事故調報告書』の中で、原子力安全委員長の前田昌樹氏は、「安全指針類にいろい



る瑕疵があった」、「(安全基準の向上をしないため) 言い訳作りばかりやっていて、真面目に対応してなかったんじゃないか」、「30 年前の技術で安全審査していた」などと述べている。

これに対して事故調は、「およそ原子力を扱う者に許されない無知と慢心」、「世界の潮流を無視、組織利益最優先のマインドセット」、「推進官庁、事業者からの独立性の形骸化」、「能力も安全へのこだわりも、国民の安全を守るには程遠い」と断罪している。

原判決の判断の正当性

そして福島第一原発事故以降、「万が一でも福島事故の繰り返しは許さない」という社会通念が定着。「シビアアクシデントにつながる共通要因故障の対策に「想定外」は許されない」、「事故とミスの連鎖」の可能性を十分考慮しなければならない」、「原発の安全性について事業者や行政を無批判に信頼できない」というふうに福島原発事故を踏まえて経験則が変化してきている。

このような経験則の変化を踏まえて、福井地裁樋口裁判長は具体的危険性が「万が一」でもあれば運転差止は当然とする判決を下した。

そのような危険性を否定するだけの反証は電力会社に求められるわけだが、一審被告の主張には問題点が多い。原判決を「ゼロリスク」と批判している点、イベントツリー上の炉心損傷の危険のある事故は起きないことを前提としている点、事業者や行政の依拠する科学的知見の尊重を要求している点などである。

しかし福島事故以前へと逆戻りすることは許されない。今や、国民の期待に応えるのか、昔に逆



戻りするのか、という裁判所の姿勢が問われている。

最後に国会事故調黒川清委員長のメッセージを紹介する。

「日本の当事者たちは、『事故は起こる』『機械は故障する』『人間は過ちを犯す』という大原則を忘れていた。そして、事故の可能性を過小評価し、事故が起こる可能性さえも認めず、現実の前に謙虚さを失った・・・」

「今回の事故の原因は、日本の社会構造を受容してきた私たちの『思い込み (マインドセット)』の中にあっただのかもしれない。現実から目を背けることなく、私たち一人一人が生まれ変わる時を迎えている。未来を創る子どもたちのためにも、謙虚に、新たな日本へと。」

(*以上、パワーポイントを用いての意見陳述要約の文責は編集子にあり)

今後の裁判の進行について

原告側の意見陳述が終了してから、最後に裁判長より進行について問われ、原告代理人・笠原弁護士より、期日は8月4日の進行協議での決定通りとして頂きたく、また原告らは次回までに被告第17準備書面への反論を行う旨の返答があった。同じく原告代理人・鹿島弁護士より、進行に関する意見が述べられた。鹿島弁護士は、被告・関電が進行協議で出された裁判所からの質問に答えていないこと、第17準備書面も安全性についての一般論を述べているのみで立証計画を明らかにしておらず、徒に裁判を引き伸ばしていると厳しく批判し、被告・関電に対して公開の法廷の場で立証計画を明らかにし、次回は人証の有無も含めて具体的に示すよう迫った。

裁判長から予定を問われた被告・関電は「次回においてこちらの主張はすべて行う。書証は基本的に全部出す。人証については今のところ考えていない」旨の返答を行ったが、原告代理人・河合

弁護士から「今のところ、とはどういうことか。人証を出すのか、出さないのかはっきりさせよ」と鋭く突っ込まれ、「人証は計画していません」と明言せざるを得なくなった。裁判長からは「控訴審であるため、双方、迅速な審理への協力をお願いしたい」との要請があり、原告代理人・河合弁護士は被告・関電に対して、書証は次回期日の 10 日前までには出して欲しい、と迫り、被告は「一週間前までに出します」と約束した。

裁判長は、進行協議期日も予定していたが、口頭弁論でのやり取りで双方の予定が分かったので、進行協議期日は設けない旨を確認する。次回期日は来年 2 月 9 日（月）14:00 から。最後に裁判長からは、法廷は同じく 201 号法廷を予定するが、裁判員裁判との部屋の重複がなければ大法廷を使用したい、との意向が伝えられて閉廷した。

控訴審第 1 回口頭弁論

番外編

その 1

裁判所からあふれた脱原発の熱気

控訴審には多くの原告、全国で展開される原発差止め裁判の関係者が集った。一般傍聴の 30 席に対し、約 5 倍近くの人々が抽選に臨む。マスコミ関係者を除いても 100 名以上はいただろう。裁判所から抽選結果のペーパーが配られると、あちこちで無念の声が上がった。傍聴できなかった脱原発を願う市民の熱気は、裁判後の報告集会が予定されている会場（北陸会館）に向かった。

会場では、原告団代表・中畠哲演さんの意見陳述原稿の朗読から始まった。それは法廷内で展開される主張の再現であり、脱原発を願う人々が本訴訟に向けた思いの確認だった。メモを取っていたのはマスコミだけではなく、熱心にペンを動かす姿がそこかしこにあった。

原告団事務局は会場設営や受付などで協力した

が、主だったスタッフは志賀原発運転差止め訴訟原告団の皆さんに頼った。また全国の脱原発裁判弁護士にも協力を頂戴した。進行は玄海原発運転差止め訴訟の弁護士がマイクを握り、再稼働が目前とされる川内原発の運転差止め訴訟弁護士はメッセージを寄せた。改めて感謝を申し上げる。

会場では河合弘之弁護士初監督の映画「日本と原発」ビデオを途中まで流したところで終わった。直後、入れ替わりで裁判報告会が始まった。今回、多数の傍聴希望が出たことを受け、裁判所は次から大法廷を準備する旨を伝えてきたという。司法は法律を杓子定規に当てはめるものではない。裁判に関心を寄せる一人ひとりの行動が判決を導く。この熱気を次回以降も届けていけるよう微力ながら協力していければと思う。（文責：原告団事務局 木下）

その 2

福井から金沢への原告バスの旅 バーストもあったけど

一緒に福井から金沢までということでバスをチャーターした。敦賀から 7 名、福井から 16 名の 23 名の原告を乗せてバスは金沢に向かうことになった。通知の葉書には福井東口 12 時 30 分発になっていた！しかし当日は、それでは心配ということ、福井から申し込みのあった方々に電話で時刻の変更を伝える。しかし心配症の私は「当日、葉書の案内通り 12 時 30 分に福井東口に来られる人はいないのだろうか？」など気にしつつ皆さんを待った。時間変更の連絡をしたはずの W さんが来ない。携帯で W さんから「12 時でなかったっけ？」。私「違うよー今どこ？」。W さん「まだ鯖江。先に行って」。私「Y さんが車で Wさんを待ってるから安全運転で」と、22 名が乗車して出発！遠足気分の私は「じゃあ、簡単な自己紹介でも・・・」とマイクを回す。

と石川県に入った頃に突然、ガタ、ガタガタ！ものすごい揺れ。ただごとではない。バスは高速

道路の路肩に止まる。パンクだ！「どうしよう・・・哲演さん意見陳述に間に合わなかったら・・・」。そうだ！WさんがYさんと車で後から来る。「Wさん、遅刻してくれてありがとう！」とWさんに電話して後続車のY車（Yさんの車）が到着。哲演さん他5名はY車で一足先に金沢へ。しばらくして代車のマイクロバス到着。お弁当休憩を取りやめてみんなで再び金沢へ。「先発隊Y車の人に裁判所の傍聴券の場所誘導してもらおう。」とOさんがY車に電話する。しかしなぜかY車は途中休憩もして、いつの間にかマイクロバスより後方だった。びっくりするようなトラブルもあったが、みんなが無事であり、傍聴券の配布時間にも余裕で間に合うことができた。

北陸会館では、傍聴の抽選にもれた方々を対象に玄海原発の弁護士さんの司会進行で、模擬意見陳述が行われた。意見陳述されている5名に代わって、弁護士さんたちが同じ陳述をして内容を伝えてくださった。福井のS弁護士に代わって福井のK弁護士が「S弁護士は原稿がないので・・・同じ画像で・・・」とパワーポイント画像を待つが映らない。K弁護士「S弁護士はマックなので、映らない・・・益々レベルが上がってく」と言いながらも、S弁護士の言いたい部分をきちんと伝えてくださった。会場には全国からのぼり旗がところ狭しと飾られていて、注目を集め期待を集めた福井地裁判決を高裁へ！の情熱が会場を包んでいた。

帰りのバスでは、運良く傍聴できたお二人に法廷の様子を伝えていただいた。お二人とも、その場の印象を丁寧に目に見えるようにお話くださった。こうしてはらはらどきどきの金沢高裁バスの旅は終わった。（文責：原告団事務局 小野寺（恭））

●全国原告団交流会●

金沢支部での口頭弁論及び会場を変えての報告会の後、金沢駅の近くの会場で脱原発を目指す全国の原告団の交流会が開かれました。北海道から

九州まで脱原発に奔走しておられる原告・弁護士の皆さんと交流のひと時を持つことができ、元気をいただきました。



●今後の裁判の予定●

- ◆第2回口頭弁論期日：2月9日午後2時～
- ◆第3回口頭弁論期日：4月15日午後2時～
- ◆第4回口頭弁論期日：7月1日終日仮押え（開始時刻未定）
- ◆第5回口頭弁論期日：9月14日終日仮押え（開始時刻未定）
- *口頭弁論期日終了後に進行協議期日開催を予定。
- **口頭弁論期日の期日間に別途進行協議期日を開催する可能性有。

●これまでの動き●

- *なお、弁護団・原告団の全体的な動きを把握不可能なほど広範囲にわたっています。これはほんの一部です。
- ◆5月：250km圏外の棄却原告の委任状の収集
- ◆6月17日：原告団事務局会議
- ◆7月9日：原告団事務局会議
- ◆7月24日：原告団事務局会議
- ◆8月4日：進行協議期日（金沢支部）、弁護団及び原告団事務局参加。その後に記者会見。
- ◆8月7日：原告団事務局会議
- ◆8月23日：「基準地震動想定手法の問題点」のテーマで弁護士内山成樹さんの講演。以下で動画視聴可能です。

<https://www.youtube.com/watch?v=BrK2I0o7M5M>

- ◆8月28日：原告団事務局会議
- ◆9月6日：原告団集会。福井県育センターで井戸弁護士を迎えて講演会。弁護団島田弁護士より福井地裁判決の意義について説明。以下で動画視

聴可能です。

<http://www.youtube.com/watch?v=gpl6nfBIogg&feature=youtu.be>

◆ 9 月 23 日：脱原発原告団全国連絡会正式発足。

◎規約、共同代表(小野有五、蔦川正義、中畠哲演)、顧問(河合、海渡、鎌田)

◎さしあたって、川内原発再稼働に向けて、現地結集、規制委員会への申し入れ、国会への折衝にあたる。

◎大飯判決堅持・普及拡大。

◆ 9 月 25 日：原告団事務局会議

◆ 10 月 7 日：岩波ブックレット『動かすな原発 大飯原発地裁判決からの出発』(562 円) の出版。

▼司法への絶望と希望 小出裕章

▼「原発銀座」の汚名を返上する日へ 中畠哲演

▼「王様は裸だ」島田 広

▼司法は生きていた 海渡雄一

▼福井地裁判決はどのような影響をもたらすか 河合弘之

*以下、各執筆者の言葉を一部紹介。

●「今回の判決を受け、原子力を推進してきた人たちはゼロリスクを求めることは科学的でないと批判している。しかし、原子力推進派こそ原発の破局事故は決して起きないとして、科学を逸脱したゼロリスクを主張してきたのである」(小出裕章)

●「ほとんど失われかけていた司法への信頼に大光明を点じた本判決に励まされ、喜びを分かち合いながら、「住民・地方自治の国民主権」(憲法の眼目)の本領を取り戻して、立法や行政に強力にはたらきかけるとともに、地元の原発関連の雇用や経済を転換し、真に安全・安心な自然環境と生活が保証される「原発ゼロ社会」を、国内外の広範な市民と連帯しつつ目指したい」(中畠哲演)

●「今回の訴訟では、多くの原発訴訟で行われてきた専門家証人の尋問を行わなかった。判決を読めばわかるように、その理由は、原発の危険性は福島第一原発事故で十分証明されていること、安全性を評価する上での重要な問題点について関西電

力も認めていることが多いことによる」(島田広)

●「裁判長は法廷で約 1 時間かけて判決要旨を読みあげた。福島原発事故を正確に踏まえ、平易な言葉で書かれた力強い文章には目を瞠らされた。この判決には、一人一人の国民にも読んでほしい、一緒に考えてほしい、という深いメッセージが込められている」(海渡雄一)

●「基準地震動を超える地震が 2005 年以後 10 年たらずの間に、4 つの原発に対して 5 回も到来しているという動かぬ事実を重視して、大飯原発の運転は差し止めるべきだと判断したのである」(河合弘之)



報告集会動画アッフ！

原告の若泉さんが、11 月 5 日の控訴審・第一回口頭弁論報告集会の動画をアップしてくれました。熱気が伝わってきます。以下、ぜひご覧ください。

<http://youtu.be/5z-HM5H7Z5Y>

判決要旨の各国語をアッフ！

福井地裁判決の要旨が各国語に翻訳されて、当会のホームページにアップされています。

▼トルコ語 Türkiye 訳 笠原一浩

▼英語 english 訳 グリーンピース

▼中国語 訳 楚 白英

▼韓国語 한글 訳 金福女

▼ベトナム語 Tiếng Việt 訳 笠原一浩

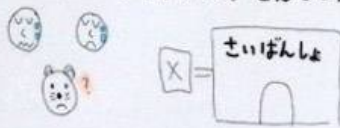


pixta.jp - 5699489

小学生のための大飯原発・差止判決の意義

大飯原発・差止判決の意義

- ① 原子力発電所は危いから
止めてください、というさいばんが
これまでもありましたが、
なかなか認めてもらえませんでした。



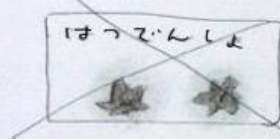
- ② 福島原子力発電所で
大きな事故があった。
たくさんのお子もたちか
ひどい目に会いました。



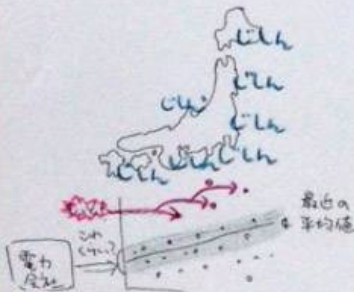
- ③ そこでさいばんし
も考えるようになり、
原子力発電所を止め
よう、と言ったのです。



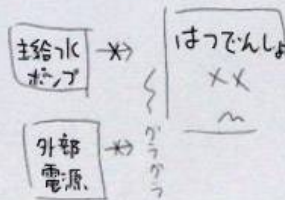
- ④ 原子力発電所で
事故があったら大変
なことになるので、
万が一にも事故が
起こってはいけません。
ところか……



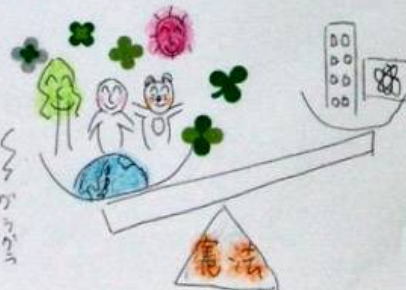
- ⑤ 日本は地震が多い
ので、電力会社も考え
ているより大きな地震が
来る可能性があります。



- ⑥ また、地震などの時
発電所を冷やすのに
必要な水や電源
は、大きな地震に
たふされません。



- ⑦ そして、日本の^{けんぽう}憲法
では、美しい地球で
ゆたかに暮らす権利は、
電力会社にお金をもらう
よりも大切にされています。



文と絵 笠原 一浩 ベんごし

弁護団事務局長の笠原弁護士によるものです。サヨナラ原発福井ネットワーク主催の2014年10月18・19日のパネル展「原発事故と避難 - 福島に学ぶ」で展示されました。

新聞スクラップ

2014年11月6日付け北陸中日新聞

コ 楽 月 報

新聞定価 朝夕刊月定価 本体価格3,686円(税込み3,981円) | 部売り(税込み) 朝刊130円

(第3種郵便物認可)



報告集会で「控訴審でも福島教訓を」と語る中野哲彦原告団長(左から2人目) = 5日午後、金沢市の北陸会館で

大飯原発運転差し止め訴訟 控訴審までの経緯

2011年	3月11日	東日本大震災発生
12年	5月 5日	国内の全原発50基が停止
	6月16日	国が3、4号機の再稼働決定
	7月 1日	3号機の原子炉を起動。福島第一原発事故以降、長期停止していた原発の初の運転再開に
	7月25日	4号機もフル稼働に
	11月30日	地元住民らが福井地裁に提訴
13年	2月15日	福井地裁で第1回口頭弁論
	3月11日	35人が二次提訴
	9月	3、4号機が定期検査で停止。国内で稼働する原発が再びゼロに
14年	5月21日	一審福井地裁判決。関電に3、4号機の運転差し止め命じる
	5月22日	関電が名古屋高裁金沢支部に控訴
	11月 5日	名古屋高裁金沢支部で控訴審第1回口頭弁論

▼編集後記：原告当事者としてはあらためて控訴審への全国からの注目度の高さに驚いています。当日の報告会及びその後の全国交流会の会場設営には、石川県で原発訴訟に関わっている北野さん、堂下さんには本当にお世話になりました。有難うございます。(編集子)

福島第一原発事故以降、初めて運転差し止めを認めた関西電力大飯原発運転差し止め訴訟。名古屋高裁金沢支部で五日始まった控訴審は、一審と同じく「声を上げる住民」と「安全性を強調する電力会社」の構図になった。あらためて司法の判断を問う「第三ラウンド」の口火が切られた。〇面参照

大飯原発訴訟 原告団長訴え

「金沢で3度目勝訴を」

法廷では、住民側から、原告団長の中野哲彦さん(モ)と弁護士の計五人が一時間半にわたって意見を述べた。

「福島事故の同じ轍を踏むことは断じて許されないうい」連やかに魔界にとりかかる方がはるかに賢明。弁論の意見陳述で証言台に立った中野さんは、何度も体を関電側に向けてながら、繰り返し語気を強めた。

て訴え掛けた。一審判決後に公表された「吉田調書」から、福島第一原発の吉田昌郎元所長が「われわれの(抱いた)イメージは東日本壊滅」などと事故当時を振り返ったくだりも引用。原発事故以前の原発訴訟で住民側の勝訴判決をもたらしたのは金沢地裁と名古屋高裁金沢支部の二例だったとし、「金沢で三たび、未来の世代へ残しつる判決を」と求めた。

閉廷後に住民側が開いた報告集会には支援者ら約八十人が集まった。原発訴訟に関わる全国の弁護士らも代わる代わるマイクを握り、「原発訴訟では勝訴の確定判決はない。大飯訴訟で、(勝訴の)一審判決を確定させたい」と力を込めた。

一方、関電側は一審判決の破棄を主張した。

「社会は文明が持つ危険を人為的に管理して、人類の利用に役立ててきた」「抽象的、潜在的な危険性のみで原発の利用を否定することは、現代社会における科学技術の利用そのものを否定すること」

合わせて九十ページに上る控訴理由書や答弁書には、原発に「万が一の危険がある」とした一審判決への不満がにじんだ。

関電は「控訴審において、引き続き大飯原発所3、4号機の安全性について主張していきたい」とのコメントを発表した。